

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会（第6回）

平成20年11月18日

【坂本幹事】 それでは、定刻となりましたので、まだお見えになっていない委員の方もいらっしゃいますが、ただいまより第6回東京都認知症対策推進会議仕組み部会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様方、当会議においでいただきましてまことにありがとうございます。私は、事務局を担当しております、東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長の坂本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の皆様方にお願いがございます。ご発言をする際には、お手近にございますマイクをご使用いただきたいと思います。

次に、本日の委員の出席状況につきまして、事務局よりお知らせいたします。本日、所用により出席がとおけるとご連絡をいただいている委員を紹介いたします。元橋委員が若干おけるといふことで、ご連絡をいただいております。また、下垣委員が、急遽おけるといふ連絡が入っております。

次に、委員の代理の紹介をさせていただきます。永田委員につきましては、所用により欠席でございますが、代理といたしまして、東京センターケアマネジメント推進室の小森由美子さんにご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【永田委員代理（小森）】 よろしくお願ひします。

【坂本幹事】 また、井上委員につきましては、所用により欠席でございます。代理といたしまして、田川係長にご出席いただく予定になっておりますが、若干おとくれている様子でございます。

次に、新任幹事の紹介をさせていただきます。人事異動により幹事の変更がございまして、本日、所用により欠席しておりますが、警視庁の諏訪委員から、新たに警視庁生活安全対策管理官になりました、中島委員に就任していただいております。

事務局からは以上でございます。それでは、林部会長、よろしくお願ひいたします。

【林部会長】 それでは議題に入ります。まず、配付資料の確認をお願ひいたします。

【坂本幹事】 それでは、お手元にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。仕組み部会（第6回）の次第でございますが、グリップをお外しいただけますと、ガチャックどめをしている資料とそれ以外の資料とに、分かれております。

まず、ガチャックどめをしている資料でございますが、次第を1枚おめくりいただきますと、委員の名簿、1枚おめくりいただきますと、資料1、「これまでの議論のまとめ」でございます。1枚おめくりいただきまして、資料2、「練馬区における地域資源マップの検討状況」、1枚おめくりいただきまして、資料3、「多摩市における徘徊SOSネットワークへの取組」でございます。2枚ございまして、資料3(1)は「モデル事業における個人情報取扱いについて(その2)」でございます。1枚おめくりいただきまして、資料4、「認知症支援拠点モデル事業の取組状況」で3枚でございます。資料5といたしまして、「認知症対策サイトの構築について」でございます。

おめくりいただきまして、参考資料1、「個人情報の保護に関する法律(抜粋)」が3枚でございます。おめくりいただきまして、参考資料2、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(抜粋)」が3枚でございます。漏れ等はございませんでしょうか。

次に、ガチャックでとめていないほうの資料でございますが、練馬区のご地域資源マップの暫定版、それと多摩市のご地域資源マップの完成版、それぞれ1部ずつ置かせていただいております。

添付資料のほうでございますが、練馬区におけます徘徊模擬訓練実施スケジュールでA4、1枚でございます。次に、多摩市での訓練の実施状況で、A3、2枚でございます。右上、「取扱注意」になっておりますので、ご注意くださいと思います。次に、多摩市の訓練用様式、検索依頼情報でA4、1枚でございます。同じく多摩市徘徊高齢者SOSネットワーク模擬訓練の配信に関する意思確認書で、A4、1枚でございます。次に、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインでございます。最後になりますが、世田谷区の認知症予防活動発表会の案内でございます。

資料につきましては以上でございます。漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

【林部会長】 ありがとうございます。この間、事業が大分進みまして、資料も大部になっておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事を進めていきたいと思っております。議題(1)は、第5回仕組み部会及び第4回東京都認知症対策推進会議における議論のまとめであります。まず、6月に開催した前回の仕組み部会の復習と、8月に開催された親会議の認知症対策推進会議での議論の内容を紹介したいと思います。

資料 1 は、これまでの議論のまとめであります。左から右側の上半分まで、6月30日に開催しました第5回仕組み部会の検討内容、主な意見等が整理してあります。これは皆様ご出席されていますので、お読みになってご確認いただければと思います。

それから右側の下半分が、8月20日に開催されました第4回の親会議のまとめであります。これは私も参加させていただきましたので、簡単にご紹介したいと思います。8月20日に開催されまして、いろいろな議題があったわけですが、仕組み部会からの報告内容としては、(1) 地域資源ネットワークモデル事業について、両区市の地域資源マップ(試作版)の紹介をさせていただきました。それから地域資源マップのコンセプト、検討過程等についての報告を行いました。(2)として、認知症支援拠点モデル事業について、各モデル事業者の主な取り組み状況について報告をさせていただきました。

親会議における委員からの主な意見であります。大きく3点にわたって整理してあります。地域資源ネットワークについては、保険者単位とか行政区域を一つの区域として考えることが多いけれども、住民の生活圏というのは、そういう枠を超えた形で、実際には存在しているのということです。それを仕組み部会でどのように検討されているかということですが、もちろんその点については仕組み部会でも気がついてはいるけれども、まだ作業の途中なので、具体的な検討というのはこれからであるというお答えをさせていただきました。

それから、徘徊SOSや、行方不明者を探す場合のネットワークについては、さまざまな連絡先がマップに書いてあるのみでは役に立たず、実際にどの機関が責任を持って動くのかについても確立されている必要があるというご指摘がありましたが、これについては仕組み部会でも議論して、実際につくり込みをしているところであるということをお答えしました。

その次に、地域の見守りネットワークについてですが、多くの方がネットワークに関係することにより、犯罪に結びつく危険性が高まることについても考慮する必要があるというご指摘がありました。これについては仕組み部会でも検討をしておりますが、親会議で委員の方のご発言の中で、頭に入れておいたほうがいいというふう感じたこともありました。その方は、認知症のサポーター講座というのを、都会でも、あるいは山間地域でもなさっているそうなんです。山間部の地域社会に人と人との関係が残っているところに認知症についての知識を入れていくという場合は、わりとうまくいくんじゃないかと。ただ都会は、そういうコミュニティというか、人と人との関係ができていないところに認

知症の知識を入れていくということは、あまり効果がないような気もするというふうにその委員の方はおっしゃってしまっていて、そういうことが犯罪に結びつく。ですから、都会の場合、どこに認知症の方がいるかということがわかってしまうことが、犯罪者を引き寄せるといった可能性もあるわけですし、そういうことについてのご指摘がありました。

3つ目ですが、地域資源マップについて、地域資源には地域ごとの違いがある。その地域の多様な事業者や職種、住民が、どのように認知症の人を協働して見守っていくのかといった理念が書いてあるとよいというご指摘がありまして、これについては仕組み部会でも、それに基づいて、まさに作業を進めているところだというふうに思います。

以上がこれまでの議論のまとめですが、坂本課長のほうから何かございますでしょうか。

【坂本幹事】 いや、特にございません。

【林部会長】 よろしいですか。それでは、議題（２）に進みます。認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況であります。

認知症生活支援モデル事業のうち、練馬区と多摩市が中心となって行っている地域資源ネットワークモデル事業について検討していきます。今回は、練馬区、多摩市に今年度の事業スケジュール案をお願いするとともに、地域資源マップの試作版をお示しいただき、マップのコンセプトやマップをつくる過程で得られたことなどについてお話を伺いました。

今回については、まず、多摩市がマップの完成版の配布を始めたとのことですので、簡単にご紹介いただきたいと思います。引き続き、練馬区が、さらに改良を加えた暫定版を関係者や高齢者に配布し、実際に使ってみた意見を集約したとのことですので、そのご説明をいただき、質疑、意見交換をしたいと思います。

それでは、多摩市からお願いいたします。

【二宮課長】 こんにちは。多摩市の高齢支援課長の二宮です。よろしくお願いします。

多摩市のほうでは、前回お示ししました試作版の完成版が10月にできましたので、コーディネーター委員さんをはじめ、民生委員さん、地域の包括支援センター、また地域の介護事業者のケアマネジャーさんとかそういう形で、高齢者にかかわる皆さんに、今回でき上がったものを必要部数配布して、今、活用を始めたところであります。自治会長さんとか民生委員さん、コーディネーター委員になっている方もおられますので、そういう方からのいろいろなお話を聞くと、後ろの「わたしのメモ」というところに、自治会長さんであれば、だれのだれ兵衛、民生委員さんはだれだれというようなことで、必ずそこに、お渡しするときに名前を書いて渡しているというようなやり方をしている。

最初にこのツールを考えたときのコンセプトは、必ず手渡しで、ただ配るのではなくて、説明をしながら、また、ご家族の方にいろいろお話をしながらマップを配布していくというコンセプトがございますので、そういう中で、関係者の皆さんは必ずお一人お一人にお渡ししながら、お話をしながら配布をされているということで、幾つかご報告の中では、こういうものを配ってお話をしたことによって、今までお話ができなかった人とお話をすることができたという自治会長さんがおられたり、こういうものができて、今度、気になっていたからぜひ相談をしたいとか、ぜひこういうところに連絡をしたいというお声があった。また、こういうものができたことで、お互いに接触ができるような関係ができたということもあります。

また、民生委員さんでは、こういうものを利用して、地域包括支援センターが載っていますので、今までよくわからなかったけれども、これに書いてあるので、地域包括支援センターの場所だとか連絡先もわかったので、これから活用していきたいというようなお話の方も多かったというふうに聞いております。

また、こういうものを通じて、地域で認知症の方を皆さんでサポートしていく必要があるんだということを感じた方も多くいらっしゃったということで、全員の方からお話を聞いているわけではないんですが、コーディネート委員の方々の中で、配布をされた方からは、そういうふうな非常に良好な関係ができてくるというようなことについてのご報告がありました。

また、もらった方も、こういうものがもらえることで、相談だとかそういうものの新たな連絡先がわかるようになったということで、安心ですねというふうな声も聞かれるということで、我々としては、当初のねらいどおりの効果が出てきているのかなということで、非常に喜んでおります。以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。質問やご意見は後でまとめてということで、それでは、練馬区からお願いいたします。

【紙崎参事】 練馬区の在宅支援課長の紙崎です。

前回は試作版をつくりました。地域資源マップ（試作版）をもとに、体裁、内容について検討を重ね、より役立つ情報集へ改正する。理念の明確化、配色、レイアウト、ページ数の形態・分量、情報の検索部分の使いやすさといった点を検討しました。

地域資源マップにつきましては、2つの目的があります。1つは、内容自体をきちっと充実したものにする、もう一つは、地域の中で、ツールとする。地域資源を考えたり、ま

とめたり、それから話し合う機会が大切なんだということで、地域資源マップをつくる過程において、いろいろなところとお話をしたり、ご意見を伺ったりすることができました。

まず、改正点ですけれども、オレンジの「お役立ち情報集」を見ていただきたいと思えます。冊子の理念を明記し、「道案内」のための「お役立ち情報集」として位置づけるということで、一番最初のページに、書いておきました。

表紙のほうも丸いオレンジ・リングのイメージで、イラストはコーディネーターの作品なんですけれども、オレンジという形で統一しております。

それから、見てわかりやすいか、持ち運びしやすいかということで、前は70ページありましたページ数を半分に減らそう。そうしますと、情報量が半分に減るかといいますと、前はすごく大きい字でした。字が大きければ高齢者にいいものでもないという意見も出まして、ページ数を半分にいたしました。情報量を減らしたということではございません。

もう一つページをあけていただきますと、「お役立ち情報 目次」と書いてあります。前は1番から11番まであったんですけれども、今回は1番から7番までに整理いたしました。7つに分類し、検索についても、前半のページ数、文字数を減らしました。前は、検索が煩雑なんじゃないかということで、これも変えました。

それから、アンケート調査ですが、試作版からある程度の暫定版を、ほとんどこの形に近い形で出して、皆さんにご意見を伺いました。最初は高齢者だけという考え方もあったんですけれども、この情報集については、介護サービス従事者、保健師、高齢者やその家族の感想や意見を集約し、完成版作成に向けた参考とするということにしました。高齢者やその家族は、ほとんどつくってもらっただけでうれしいということで、あまり意見を言わないんですね。むしろ介護サービス従事者とか保健師など、ある程度こういうものを見なれている人のほうが厳しい意見が出ました。

項目は、全体的な見やすさ、文字の大きさ、色合い、それから、目次・インデックス・地図・お役立ち情報の見やすさ、情報の探しやすさという形のアンケート調査をとりました。

アンケート結果ですけれども、対象者104名、内訳は、介護サービス従事者等が65名、高齢者が28名、同居家族が11名というような構成になっております。「全体的に見やすいですか」については77%、文字の大きさ、大体皆さん七、八割は肯定的な意見ですね。ただ、2割位の方が、見やすくないとかそんな感じで出ておりました。厳しい意見

はほとんど高齢者以外の方ですね。

次に、寄せられた意見・感想等に移ります。文字や全体の見やすさ等について、「全体的に見やすく、わかりやすいと思う」とか、「文字が大きくて見やすいと思う」、「実的にまとめられている」、「ページの「はじ」に索引のしおりをつけた方がよりわかりやすい」。その後は、「この様な情報集があれば困ったときに便利だと感じた」。

一番最初のページに、見開きで右のほうで、「地域の支えで落ちついて過ごせたAさん」というコラムが入っておりますけれども、これを読んで、この話に感動しました。ここについては全体とはちょっと違ったトーンで、実際の例、逸話みたいなものを入れております。また、「保存版として配布する場合には、紙質を考えて欲しい」とか、「モデル地区以外の場所でも作成して欲しい」。豊玉、中村地区以外の方にも、例えば老人クラブなどは、きちっとエリアが決められているわけじゃなくて、重なっておりますので、モデル地区に入っていないところにも見ていただいております。

それから、「早く仕上げてください」。これは、こういうものがすごく欲しい、自分はこれができるまで生きていくかどうか分からない。我々は2月か3月までにはつくる予定ですが、多分、長生きしてくれると思いますけれども、生きていくうちにつくってほしい、早く仕上げてくださいという意見が出ました。

それから、情報の検索については、こちら辺がほんとうに介護従事者、サービス従事者等の意見で、「ケアマネジャー等職員には活用できると思うが、認知症の人や高齢者には必要な情報に行きつくまでが大変そうな印象を受けた。」私どものほうは、この版のほかに、前回の仕組み部会に出しましたけれども、簡易版の1枚のもあります。これも活用しようと思っておりますが、この意見は参考にしないといけない。

「もし自分が高齢者なら、目次 索引 情報の前に情報を探す事を諦めてしまう」、これも厳しい意見ですね。それから、「認知症の本人がこれで判別することは難しいのではないかと。家族にとっては大いに参考になると思う」、家族にとってはいいんだということですね。それから、「1つの困りごとに対していくつもの吹き出しがあり、どこへ相談すればいいのか迷ってしまう感じがする」、これは、いろいろなところでなるべく絵を使うという形にしている。1ページ、3ページ、5ページとかをあけていただきますと、絵でいろいろな吹き出しがついておりますけれども、逆にこういうのは困るんだ。漫画世代の人はいいのかもわかりませんが、高齢者はなかなかそこら辺が難しいということかも知れません。

「お役立ち情報集」については、「老人クラブや自治体がどのようなことをやっているの

かの詳細が、このマップで分かるともっと良い」ということで、老人クラブの内容を知りたいということですね。老人クラブは、意外と皆さん内容を知らないのも、そういうのも知りたい。それから、「商店（街）の配達してくれる店を知りたい」、これは配達してくれる店というのも入れており、実はこの地図をつくる過程の中で、商店街で認知症の方たちに配達してあげませんかとかそういう呼びかけも、地域資源マップに載せたいので、我々のほうでやりましたけれども、まだ店が少ないですね。

「多くの情報を盛り込みすぎだと思う」、どうしてもつくる過程の中で、委員さんは皆さん、ほんとうに盛り込みたいという気持ちになります。ツールとしてつくる場合、情報を簡潔に知らせるといふのと情報をなるべく入れたいという、そこら辺をどう調和させるかというのが課題になります。それから、「わかりやすい言葉」ですね。「お役立ち情報集」という表題自体が気に食わないとか、「もう少し柔らかくわかりやすい表現」がいいという意見が出ました。

「情報の重要度がわかりにくく、公共的なもの、民間ボランティアによるもの、企業によるものとの差がわからない」、情報にもプライオリティーみたいなものがあるんじゃないか、1枚版であれば優先的な感じでできるんです。こういう場合は優先順位というのがなかなかつけにくいというのがありますけれども、優先順位、重要度というのをはっきりさせると。

「地図に、トイレの場所や車いすでも入りやすい場所等の記載」、実は13ページをあけていただきますと、「あなたもお出かけしてみませんか?」ということで、写真入りの地図を出しております。練馬でも障害者セクションなどが、ユニバーサルデザイン、バリアフリー地図をつくっております。それを入れますと複雑な地図になってしまうなと思っておりまして、そういうものとどういう形で連携するかというのが今後の課題かなと思っております。

それから、得られた成果・今後の予定ということで、得られた成果については、「地域資源マップ」の最初の（試行版）の閲覧の過程において、地域の商店会や住民の方からサポーター養成講座をやってほしいと依頼がありました。実は私ども、サポーター養成講座を受けた商店会についてはマップに載せましょうとかそういう基準みたいなものを入れましたので、商店会あるいは住民の方から、サポーター養成講座をむしろやってほしいと要請が来ました。ちょうど徘徊SOSネットワークの準備、模擬訓練を来年2月、12月には予備訓練をやる予定だったので、メール登録等の募集もやっており、その協力とちょう



ど時期的に一致しました。

次に、「地域資源マップ」の検討・作成過程の中で、よりあい喫茶「オレンジひろば」31ページを見ていただきたいと思います。これは、認知症家族会の人と地域包括支援センターの支所の職員たちが共催をしております。「地域資源マップ」に載せるというような目的もありまして、これができ上がりました。お話し合いの中で、こういうのがあったらいいねということで、これが新たに立ち上げられたということですね、この地域資源マップ作成過程の中で。

それから、認知症予防の要素を持った会食を行う、食のほっとサロン「中村グループ」が誕生しました。この地域には配食グループとして、この「中村グループ」があったんですけれども、この近くの小学校の家庭科室で、認知症の予防とか、あるいは認知症になった方たちも気楽に集まれるような、配食だけじゃなくて会食サービスもやろうということで、これも新しく立ち上がりました。

ということで、地域資源マップづくり、あるいはコーディネート委員会の話し合いの過程の中で、この新しいグループ、あるいは載せられるものができ上がった。

今後の予定でございますけれども、今年度末までに、モデルエリア内の高齢者世帯を中心に配布したい。民生委員は、ひとり暮らしの方、あるいは75歳以上の、いわゆる「高齢者のみ世帯」の方たちを把握しております。あるいは事業所、関係住民など、いろいろな手法を使って幅広く配布したい。それから、今回のモデルエリア対象の「地域資源マップ」とは別に、ほかの地域にも何らかの形で出さなくてはならないということで、医師会と今現在、協議してありまして、早期発見・受診につながる区民向けパンフレットを年度末に発行する予定でございます。

ここには書いておりませんが、大きな成果として、あさって11月20日、認知症シンポジウムを開催します。これは、練馬文化センター大ホールという1,400人入るところがあるんですけれども、ここに、「みんなで支え合おう！認知症」という目的で、医師会、認知症家族の会、小規模多機能型居宅介護事業所、高齢者グループホーム、地域包括支援センターなどの関係者が集まって、パネルディスカッションを行います。長谷川和夫先生の基調講演の後、コーディネーターも長谷川先生がつとめ、地域でどういうふうに支えていけばいいかということで開きます。

私のほうでも、東京都の認知症地域資源ネットワークモデル事業について、この事業が地域の中でどういうふうに展開されるのか、説明の時間をいただいておりますので、そう

いう意味で成果となると思います。

それから、今月4回ほど、区民と区長のつどいを、地域に回って開催しているんですけども、その中でもモデル事業の説明をしております。サポーター養成講座で養成したサポーターは、練馬区は、去年は300名台だったのでですけども、今年は1,200人ぐらい増えて、現在1,500名を超えております。実は練馬区長もサポーターになりました。講演会であいさつをすとか、区民と区長のつどいがあるから、そういう意味ではパフォーマンス的なものもあるかもしれませんが、区長自身もすごく関心を持っておりまして、先頭になって取り組んでいるという状況でございます。

以上でございます。

【林部会長】 ありがとうございます。ここで取り組んでいただいているモデル事業について、都民というか、区民、市民の皆さんにどう知っていただくかということが課題なのだということが前も出たと思うんですが、今度そういう大きな会で説明されるということで、大変結構なことではないかと思えます。

地域資源マップについて、多摩市と練馬区からの説明をいただいたわけですが、この件に関して、質問やご意見がありましたらちょうだいしたいと思います。どなたからでも、よろしくお願いします。

それでは、まだ議題がありますので、もし後ほどお気づきの点がありましたら、ご発言いただければと思います。

それでは次の議題に進みます。徘徊SOSネットワークの構築の審議に入っていきたいと思えます。まず、練馬区が検討に着手しているとのことですので、進捗状況と今後の予定について、簡単にお話しいただきたいと思えます。続いて、多摩市では、徘徊SOSネットワークの構築に向け、関係機関との連絡体制の検証や、地域住民の対応力を向上するため模擬訓練を実施しました。この実施状況についてお話しいただき、東京都からも資料説明を受けた後、全都的に徘徊SOSネットワークを構築することを考えたときに、この成果をどう活用できるのか、検討していきたいと思えます。

それでは、練馬区からお願いいたします。

【紙崎参事】 練馬区の在宅支援課長の紙崎です。席上配付の「練馬区における徘徊模擬訓練実施スケジュール」をごらんいただければと思っております。

練馬区に関しましては、ここのスケジュールに書いておりますけれども、8月の時点から動き出しまして、8月19日に、これは東京都のほうに場を持っていただいたんですけ

れども、警視庁生活安全課と、都と、練馬区、多摩市で、打ち合わせをしました。模擬訓練の内容については、8月の時点で、町田市が徘徊SOSネットワークをつくっているんだということで、私どもの職員が町田市のほうに視察に行って、内容をいろいろ調べました。町田市の場合は、例えば防災無線を使って流しているとか、警察と市との自治体との関係性、事業者の関係性とか、それから、例えばファクスを送信した場合の時間がどれくらいかかるのかといった貴重な経験を教えていただきました。

それから10月の時点で、練馬警察のほうに行きまして、お話を進めております。どのような形であればいいかということになりました。練馬警察のほうも快く引き受けて、協力しますということになりました。警視庁の場合、ちょっときついなと思ったんですけども、地元の警察署に来ると意外と話し合いというのは進みやすいんだなと思いました。練馬警察のほうでは、徘徊の人たちがどのような状況で見つかるとか、いろいろなアドバイスをしていただきました。警察署も12月10日の予備訓練に参加するというので、ほんとうの模擬訓練は2月10日に実施する予定になっております。

それから、これについて、私どもの目的は、一斉に捜すというよりも、通常の生活の中でどのように捜せばいいのかなということで、そんなに無理して捜さなくてもいい。最初は情報伝達及び探索体制の有効性というのを、メール等を使いながらやるということで、一番上の図の中で書いております、メール登録者の募集、アドレス登録についても、個人情報との関係がありますので、今回は模擬訓練についてのメールということで、この事業が終われば全部消去します。本格的にやる場合は、やはり個人情報保護審議会にかけないといけないという形になっております。

それから、12月10日の訓練は、実際に徘徊役の方が出てもらって、捜す。それから、2月10日の模擬訓練もそういうようなやり方で、2つのケースで行う。施設入所者で事前登録をしている人の場合と、それから事前登録のない在宅の方、そのほかに5つぐらい事例を考えていました、外から来たケースとか。ただ、あまり模擬訓練にそういうケースをいろいろ入れ込みますと複雑になってくるということで、最終的にはこの2つに絞り込みました。

参加者は、練馬区、コーディネート委員会委員、警察、関係機関、事業者。メール登録者については、これは先ほどのマップづくりの地域資源のお話の中で、民生委員、町会・自治会、商店街、老人クラブ、サポーター養成講座受講者、この方たちが協力してもいいよ、あるいはメールの登録をしてもいいよという了解を受けましたので、この方々。あと、

区役所の中で、自前の安心・安全パトロールカーというのを持っておりますので、そのセクションとも話をし、参加する方向で動いております。

それから、一番参考になったのは、多摩市が実際にやってくれまして、私ども、後からやる者の強みなんですけれども、ちゃんと拝見させていただきました。ほんとうに多摩市さんのほうは、警察と消防がよく一緒になってやっているなと思いました。以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。

それでは、多摩市からお願いいたします。

【二宮課長】 引き続きまして、多摩市のほうの報告をさせていただきます。資料3の2枚と、別でカラー印刷のA3の大きなものが2枚あると思います。それと、A4の捜索依頼情報だとか、これはファクス原稿なんですけれども、こういうものがあります。

多摩市のほうでは、徘徊SOSの訓練ということで、2つの考え方で整理いたしました。1つは、住民の方の声かけを実施した中で、住民の声かけの向上を図っていくという訓練、もう一つは、職である行政機関、警察、消防、市役所、保健所、公的な機関をネットワークした形での情報伝達であるとか、関係機関の連携の訓練ということで、住民を巻き込んだ訓練につきましては10月4日、土曜日にやっております。職のネットワークについては10月30日に実施いたしました。

資料3のほうから順次説明したいと思います。1つは、これは多摩中央警察、地元の警察のほうで、認知症の高齢者の保護の件数、19年、20年ということで、これについては、大量にある調書をすべてチェックして、そこから1件1件、件数を拾い出していたということで、19年度は多摩市民の方は45名だった。多摩中央署は多摩市、稲城市にまたがっておりますので、お隣の稲城市の分もあるんですけれども、多摩市の分だけで45名、全体で130名ということでした。それが19年度ですね。20年度においては、全体で110名のうち66名が多摩市の方であったということで、多摩市においては19年、20年に、時間の経過の中で、保護される件数が増加している状況ですというふうな形の警察のほうからの情報提供がありました。

あと、これは実際に徘徊の関係で、実例として起こったケースなんですけど、そこにご紹介しておりますように、73歳の女性の方、ご夫婦ですね。ご主人と夕方、京王線の市内の駅までお二人で買い物に出かけたということで、駅でご主人とはぐれて、奥様のほうは認知症なので、徘徊が始まってしまった。ご主人のほうは、体調があまりよくなかったということで、捜したんですが、捜し切れないということでお帰りになった。息子さんにご

連絡をして、息子さんが夜中ずっと車で捜したということで、担当のケアマネジャーには翌朝電話をして、徘徊で行方不明になったという連絡を入れたという中で、ご本人は、翌朝の9時に埼玉県大宮で警察に保護されたということで、発見されたんですが、どういう経過でそこまで行ったかというのはご本人もわかりません。

そういう中で、ご家族の方と担当のケアマネジャー、警察等では、1時間経過してもそういう状況だという場合には、すぐ110番をしていただきたいというようなことを、結局、最初の段階で、もう少し早い時間に連絡を受けて、なおかつネットワークができていれば、もう少し早く見つかるのかなというようなこともあるかと思います。こういう事例が昨年度あったということが、一つの大きな、ネットワークが必要なんだというきっかけにもなるかと思います。

そういう中で、徘徊が発生したときに、今までであれば、ご家族の方が、警察であるとか、関係している介護の事業者のケアマネさんだとか、包括というところに連絡をする。結果的には、包括に連絡があれば、必ず市役所には連絡があるんです。警察に連絡をしたものについては、今までは必ずしも警察から市のほうに連絡があったわけじゃないので、警察独自に調査をしたり、捜索をしたりという形で、個々の団体ごとにそういう体制でやっていたということが今までの状況で、今回のSOSネットワークの構築の中では、今後こういうものが連携をしてやっていくんだということで、以前の状況では、個別に団体ごとに捜索をして、なかなか連携してやっていくという状況がなかったんですけども、今後は連携をしていくんだということで考えております。

そういう中で、右側にあるのは、先ほどご説明しましたように、住民の気づき、住民がどういう形で、徘徊をしている人に遭遇したときに、気づいて連絡をするんだという訓練が1つありました。それが10月4日で、10月30日については、職での行政機関のネットワークでの訓練を実施しようということで、そこにありますように、10月4日は、住民が気づいて警察に連絡をするという対応力の向上を図るための訓練、10月30日については、職のネットワークということで、模擬的に徘徊の方をつくって、警視庁にも協力していただいて、実際の110番通報を家族の方がする。

110番を受けて、地元の多摩中央署のほうに指令が行くということで、家族のところにパトカー、署員さんが駆けつけて、状況を把握して、そこで徘徊者の情報を、家族の同意を得て取得するというので、その情報を今度、市の高齢支援課のほうに警察から情報が流れると、高齢支援課では、関係する機関にファクスでその情報を流すということで、

今のところ、この連絡会というのは、警察、消防、市役所、保健所、東京都精神衛生センターですか、あと社会福祉協議会、医師会というような形で、まだ関係機関は非常に限られているんですけども、今回は連絡会の中に流しております。将来的には、介護の事業者であるとか、鉄道事業者、タクシー、バスという交通に関係するような団体に拡大していきたいというふうに考えております。

もう1枚目のほうに移らせていただきます。10月4日の地域住民の徘徊の気づきと対応力向上訓練ということで、カラー刷りの1つ目のほうで、1から19まであるんですけども、このときは、10月4日に、地域のモデル地区になった諏訪の福祉館という市の施設がございます。そちらの中で、これはコーディネート委員である地域の皆さんが、どういう形で訓練をやったほうがいいだろうかという、コーディネート委員会での討議の中で、1つは、サポーター養成の講座を設けた中で、それに絡めてやっていきたい。

そういう中で、コーディネート委員さんの中からは、自分たちで参加できるもの、自分たちが協力できるものはないだろうかという中では、我々は特別な指示はなかったんですけども、ご自分たちで参加できるものを考えようよということで、寸劇をやってみようというふうに、認知症の寸劇をやっている劇団なんか全国にあって、いろいろなところに回っているなんていうお話も聞いていましたので、地域の皆さんにもそういう話をしたところ、ぜひそれを、自分たちが出演者になって、自分たちがシナリオをつくってやってみたらどうかという意見が出てきました。

そういう中で、民生委員さんとか地域の方で、実際に自分たちが、認知症の方が近所におられて、こういう体験をしたことがあるんだというような実話を寸劇に、シナリオとして仕立てて、2つのお話をつくって、1つは、ご自分の家がわからなくなって、他人の家のドアノブをガチャガチャやってしかられるというようなことで、それを見ている近所の方が、要するに認知症であるということが理解できていれば、もう少し声のかけ方なり注意の仕方が違っているんじゃないかなというような内容のもの。

もう一つは、民生委員さんが経験した中で、バス停で、雨が降っているのに傘も差さないうで、傘を2つ持って女の人が待っている。既にご主人が亡くなってしまったんですけども、奥さんはそういうことが理解できないで、ご主人を迎えに雨のバス停に立っていた。ご家族の方、息子さんとかお嫁さんが心配されて、今は施設のほうに入所されているんですけども、一時は、ご主人が亡くなって、お二人暮らしで、そういう状況で、地域の住民の方が、何かおかしいね、雨の日にひとりバス停で待っていらっしゃるというような

ことを民生委員さんも相談を受けて、実際にお話をしたりした経過があるということで、そういうものを実話に基づいて、サポーター養成の座学の後に、コーディネート委員さん、地域の皆さんが出演者になって寸劇を行った。

その後に、地域包括支援センターの職員も、地域包括支援センターの役割だとか、そういうときにはご相談くださいというようなことでお話をした後、それは室内で実施して、その後に外で、商店街の前のところで、参加された市民の方、サポーター養成を受けた方、また通りがかった市民の方にもお声をかけて、徘徊する人がいたときに、どういう形でお声をかけたほうがいいんだろうということで、これもコーディネート委員の方が、社会福祉法人の職員さんですけれども、司会をしていただいて、徘徊のご本人については、家族の会の代表の方ですけれども、コーディネート委員さんにその役をやっていただくということで、あと地域の大学の学生さんたちにも協力をいただいたということで、急遽、コーディネート委員の中に大学の先生がございますので、ご自分のところの学生さんだとか、周辺にある大学で、そういうことに関心のある研究会だとかをやっている方について、こういう会があるということで参加をいただいて、学生さんにも協力をいただいて、声かけの役をやっていただいたり、いろいろな準備だとか、アンケートのお声をかけていただくとか、集計も大学生の皆さんに協力をいただきました。

最終的に、この訓練の中では、最後に徘徊の方に気づいた住民の方が110番をするんですよと。この場合には、110番は直接あれじゃないですけれども、こちらについても警察のほうでは、生活安全の係長さんに当日来ていただいて、110番をした形でお話をした後、そこでも、徘徊が発生したときには遠慮なく110番をしてくださいと。高齢者の保護ということで言っていただければというお話もしていただいて、参加した住民の方からは、そういうことは110番しても大丈夫なんだというようなことで理解をいただいたということで、この部分についても警察がかなり協力をしていただいたということで、10月4日のときには、そういう形で、声かけ、気づきの、声かけの対応力の向上訓練ということで、約80名近くの方が、関係者も含めてですけれども、この会に参加していただきました。

サポーター養成ということで、約50名予定して募集をかけたんですが、早い時間いっぱいになって、若干会場が広がったので、当日飛び入りで参加した人を含めて、資料にありますように、アンケートは78名、実行委員が14名いますけれども、参加者64名ということで、声をかけてアンケートを書いていただいたということで、今後、徘徊をし

ている人がいた場合には、自分は気づけるかどうか。気づけるという人が87%です。あと、そういう方に、訓練をしたような形で声をかけられますかという設問に対しては、87%の方が声をかけられるというような答えをいただいて、ここの中で、参加した人、また実行委員を含めて、認知症に対する理解度だとか徘徊の方に対しての対応力というものについて、結果としてそういうものの向上に、当日参加した人たちは、多くの方がそういう理解ができる、そういう行動ができるというふうなことで成果が出ております。

あと、徘徊SOS情報伝達訓練のほうなんですけど、10月30日に永山の駅前で、先ほど言いましたように、もう一つのカラー刷りの資料を見ていただくと、これについてもコーディネーター委員の方が、家族の役だとか、徘徊の役だとか、発見者の役ということで、先ほど住民訓練のときに本人をやられた家族会の代表の方が、また徘徊の役をやっていただけの、また、家族の方もコーディネーター委員さんから出ていただけということで、これにつきましては、私は4月に高齢支援課に異動してきたのですが、そのときに警察等にごあいさつに出向いたときに、たまたま警察のほうでも、先ほどのデータにもあるように、徘徊の方もいます。

それから、虐待のケースが非常に多いということで、110番が非常に多いということで、警察でも対応について苦慮しているんだと。ぜひ市役所と、徘徊もそうですし、虐待も何とか対応していきたいというふうなことで、連携をとりたいということを考えているんだけれども、どうだろうかというお話がありまして、今年の4月なんですけれども、そういうお話があった中で、市のほうも警察と協力をして連携をとっていきたいというお話を差し上げたところ、ぜひそういう形をしていきたいと。

それは、ただ警察だけじゃなくて、消防だとか関係機関がほかにあるから、そういうところにも声をかけたらどうかというご意見がありまして、高齢者問題情報連絡会というようなタイトルで4月に発足いたしました。警察のほうでも積極的で、消防だとか保健所も、警察のほうから直接声をかけるから、ぜひ市役所のほうも一緒にやっっていこうというようなことで、4月に連絡会ができて、そのときにはモデル事業云々ということにはなかったんですけれども、今回、関係機関の訓練をやるということで、連絡会ができておりましたので、連絡会のほうにその話を差し上げて、警察、消防についても、そういう訓練がぜひ我々も必要だと思っていたということで、非常に積極的で、警察のほうも、110番通報が直接できるように、警視庁の指令本部のところにも調整をします。市でもぜひ見学に行ってくださいという話で、職員のほうも、桜田門の警視庁の指令センターにご案内いた



だいて中を見させていただいたり、そういうところまで警察のほうは非常に積極的でありました。

そういう中で、警察だけじゃなくて消防のほうも、ぜひ自分たちも参加して訓練をしていきたいというようなことで、この訓練の中は、関係機関のネットワークを確認する。それから連絡会において、さっき言いましたように、ファックスで連絡を流して情報を提供して、徘徊の方を早目に捜すというようなことでやっていきたいという訓練ですので、ここにありますように、最初に、駅前でご家族の方が切符を買っている間に、おばあちゃんがいなくなってしまったということで、すぐ110番をしていただいて、警視庁の指令のほうから、所轄の中央署には、その後すぐ110番通報による連絡が入りまして、中央署では、パトカーで署員さんが現場に駆けつけていただくということで、署員さんが家族の方から状況を確認しながら対応します。

訓練ということだったんですけれども、後ろの資料にありますような、これはまだ完成形ではないんですけれども、訓練に合わせて、とりあえずつくったんですけれども、ご家族の方から、徘徊者の情報を関係機関に流して捜索をしてもらうんだけど、了解できますかという同意書、こういうものも現場で、訓練の中で実施して、情報を提供していいという了解がとられたということで、これに基づいて、今度は、捜索依頼情報というファックスの原稿を警察から市のほうに流していただいて、市のほうから、さっきの連絡会のほうの関係機関に全部、ファックスでその情報を流したということで、そういう想定で訓練を実施しました。それが3、4、5という順番のところですよ。

消防のかかわりが欲しいということだったので、徘徊の方がけがをしているという想定で、通行人の方が、けがをしている人がいたということで、今度は119番、消防のほうに通報をして、消防のほうでは、実際に119番にかけての訓練ということで、地域の多摩消防に指令が来て、救急車、隊員さんが現場に到着ということで、けが人の対応をしている中で、今度は消防と警察が情報の共有ということで、消防のほうから警察に、こういう人が今、駅前でけがをして、収容したんだけど、どうも状況から見ると、住所とか名前が言えない。

徘徊ではないかと思われるんだけど、何か情報がございますかというようなことで多摩署のほうに連絡が行って、多摩署のほうでは、家族から今、徘徊者が出ているということで、情報の内容からするとご本人に近いのではないかとということで、今度は警察のほうからご家族の方に、今、消防のほうで収容しているのでということで連絡が行って、現

地に家族の方が行って、確認して、ご本人だということで、そこに警察も来てということで、けがをしているので、病院のほうに家族と一緒に救急車で搬送しました。

中央署のほうでは、見つかったということで確認の情報が入って、市役所のほうでは、その確認を受けてということで、当日、警察、消防、市役所ということで、かなり現実に想定したような形で、実際の110番とか119番という形での訓練ができたということで、マスコミも幾つか取材に来たりして、そういう意味では、両機関とも自分たちの日ごろの考えだけではなくて、実際にそういうことができたということで、連絡会でのネットワークを今後もっと確立していきたい。

今回は訓練ですので、個人情報の関係についてもまだ十分、この形でいいのかどうかという問題もあります。コーディネート委員会の中でもその議論が出まして、コーディネーター委員さんには弁護士さんが入っていますので、その辺のご意見を伺いながら、また個人情報に関しては、市のほうでも個人情報の審査会がございますので、そちらのほうにかけていくという必要もあるのかなということで、今後の課題としては、今回のようなネットワークを住民にどのような形で知らしめていくか、理解していただくかということ。

1つは、サポーター養成講座の中では、声かけの方法だとか気づきの内容について、さらに取り入れていく必要があるのではないか。それから、職における、先ほど言ったネットワークについても、各事務局内部の体制だとか各団体ごとの内部体制の確立をきちっとしていく必要がある。また、先ほど申し上げましたように、個人情報の同意の方法だとかそういうものについての明確な整理をしていく必要がある。

それから、個人情報に関して、受け取った各団体のほうでも、内部的な体制、また、発見されて終了した場合の書類の管理ということについても、きちっと取り組みをしていく必要があるだろうということが今後の課題となっております。

雑駁ですが、以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。

それでは、東京都からお願いいたします。

【坂本幹事】 私のほうからは、今、紙崎委員と二宮委員のほうから、徘徊SOSネットワークにつきましてご説明がありました。このネットワークを実施するに当たりましては、警察への通報がネットワークの始まりという形になるということと、実際に徘徊をされた高齢者の方が出た場合に、ご家族の方は110番通報をすることが、対応として多いと考えられますので、徘徊の高齢者に対します警視庁の一般的な対応につきまして、資料

はございませんが、簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず、実際に通報が起きたときの流れですが、徘徊された方のご家族から110番通報をされた場合には、警視庁の通信指令センターにつながります。これは、都内には本部と多摩に設置されており、そこでまず受信されます。そして通信指令センターのほうから、1つは、地元の警察署のほうに連絡が行き、もう一つは、これは緊急性等にも関係して行くと思いますが、通報者の近辺を巡回中のパトカーのほうに連絡が行くことになっております。地元の警察署に連絡があれば、現場の近くの交番に指令し、そこから現場へ急行する。もしくは通報者の近辺を巡回中の、パトカーが現場のほうへ急行するというので、通信指令センターを核とし、地元の警察署、パトカーといったものを使って対応していきます。

2点目は、現状の警視庁の中で、認知症による徘徊高齢者に対する対策を、ほかの迷子とか迷い人と別に考えているのかということでございます。これにつきましては、認知症による徘徊高齢者という分類での把握はしておらず、あくまでも各所管の警察署の防犯係の中で、児童、迷い人、高齢者を日と一括りで捉えており、徘徊高齢者という枠組みの中の対策はないとのことのようです。

ただ、警視庁、警察署によって、区市町村単位で、個別に徘徊高齢者に対するネットワークを構築しているところもあり、独自に数値を把握している場合もあるということなんです。現在、その正確な数値のところまでは把握できていない状況です。

そして、110番通報を受けた場合、通信指令センターの判断で、場合によっては他県等に必要な情報を流す場合もあるということです。

それから、110番通報をする事由には特に限定がないということですので、基本的に何らかの事故、事件等があったということであれば通報していい。ほんとうに緊急性があるのかどうかということにつきましては、警視庁の通信指令センターのほうで判断するということです。

以上が、警視庁の一般的な110番に対する対応ということで、ご説明させていただきました。

それから、今回の徘徊SOSネットワークにつきましては、基本的にネットワークの参画機関へ高齢者個人の情報を流さないと、行方がわからなくなった方を捜すということができまので、ある程度の個人情報を伝達することになってくるわけですが、そうした場合、個人情報の取り扱いについて、どう整理し、考えるべきなのかといったことが問題

として出てまいります。

資料3(1)のところに、「モデル事業における個人情報の取扱いについて(その2)」ということで整理させていただいております。(その2)ということは、(その1)があるということなのですが、(その1)は左側の、個人情報に関するこれまでの検討状況のことで、当部会におきましても、過去、第3回、第4回の中で、個人情報に関する検討をしております。そのときの事例といたしましては、左側の上段のところに書いてございますが、介護サービス事業者が地域包括支援センター等と連携しまして、地域の高齢者の見守りマップの作成や徘徊時のためのネットワークを構築する事業です。

具体的に申し上げますと、徘徊の可能性のある在宅高齢者の「見守りマップ」を作成する際に、民生委員または近所の人など、それぞれに持っている情報を介護サービス事業者が集約して「見守りマップ」を作成するというものです。そのマップをネットワークの構成員が共有しまして、徘徊が発生したときだけでなく、構成員が定期的に高齢者を訪問したり、安否を確認したりするために使用するという事例でございました。

より多くの関係者が個人情報を共有したほうが、具体的な支援に結びつけやすい一方で、近年の個人情報の意識の高まりということがございまして、安易な情報のやりとりを行うべきではないという意見、考えも当然出てまいります。そこで、当部会、第3回、第4回の中で、個人情報の取り扱いについて検討をしたという経緯がございます。

検討の状況でございますが、個人情報保護に関する法律の法制度上の視点ということで、2点ございます。まず、個人情報の収集という観点からでございますが、個人情報保護法の16条の中で、目的を明確にして必要最低限の範囲の個人情報を集めるということであれば、本人の同意を得ることなく収集することは可能であるといった解釈が1点ございます。

しかし、その個人情報を、第三者へ提供する必要性が出てきた場合、見守り等の支援が必要な高齢者の個人情報を、本人の同意なく第三者に提供することにつきましては、同意なく第三者提供が認められております法23条の規定に該当する可能性は低いということで、同意なく第三者に提供することは違法性があり、実現可能性が低いという議論がされております。

ただ、本事業を委託して実施する場合には、個人情報を事業の委託先に提供しても第三者提供に当たりませんが、今回、介護サービス事業者の方が作成しようとした「見守りマップ」等の作成、こういった事業が委託になじむかどうか、別途検討が必要であると

いう視点で整理されております。

その他の検討の視点といたしまして、取得する情報の内容や情報を共有する範囲、情報が漏れたときの管理方法についても検討しておくことが必要だろうということ、また、できれば本人もしくは家族から同意を得られた人だけ対象にしたほうが現実的ではないかといった意見もございました。

第3回、第4回での検討の中では、認知症の本人、家族の地域生活を支援するという目的にかなうよう、個人情報の取り扱いについては今後とも検討・確認をしていくということとなり、今後、何らかのモデル事業等を実施していく中で、個人情報の取り扱いに関する微妙な問題が出てきたときは、その都度、個々の事例ごとに検討していきましょうということで一応の結論が出されております。

今回、モデル事業として、モデル区市のほうでネットワーク構築をすることが必要となり、まさに個々の事例ごとの検討が必要となり、(その2)ということで、新たに検討内容を整理をさせていただいているのが、右側の枠でございます。

今回の事例といたしましては、区市町村が主体となりまして、地域の他の行政機関、警察、消防等をはじめとします行政機関や介護サービス事業者、公共交通機関等と連携して、徘徊などにより行方がわからなくなった認知症高齢者の方をできるだけ早期に発見するためのネットワークを構築する事業、「徘徊SOSネットワーク」です。

この事業につきましては、今までご説明がございましたとおり、徘徊SOSネットワークの参画機関の役割分担、情報伝達体制や伝達内容などの取り決めを行いまして、実際に徘徊等が発生した場合は、行方不明者の個人情報を参画機関に一斉に伝達するというものです。情報を受け取った参画機関は、現に行方不明者が発生しており、搜索の依頼が徘徊SOSネットワークにより伝達された時点から、本人による事前の申し込みや登録の有無にかかわらず機能するというものでございます。

ただ、その際、参画機関が個人情報取扱事業者であり、かつ、区市町村が個人情報保護法と同じ規定の個人情報保護条例を定めている場合において、現に行方不明者が発生した場合にネットワークでの個人情報の伝達方法の適切な取り扱いについて検討をするということです。したがって、今後、徘徊SOSネットワークを東京都の全域の中に構築していく際には、個人情報の取り扱いについて更に広域的に検討していく必要があるだろうと考えております。

実際に今後、SOSネットワークを構築する際に、行方不明者が発生した場合に、本人

の個人情報を参画機関に提供することができるのか、できないのか。その検討につきまして、できる場合とできない場合、両方の解釈がございます。

できる場合につきましては、個人情報保護法上の根拠規定の中でできるという解釈をする。そして、実施上の留意点として、法令上「できる範囲」の検討の中で、ネットワーク参画機関の範囲ですとか、徘徊発生前、発生後といった範囲、そして事業の性質上、どのような点に留意すべきなのか。例えば家族の同意といったものが必要になってくるのかどうなのかということを検討していく必要があるだろうと考えております。

また、できない場合についても、同様に法律上の根拠規定、解釈に基づきますが、今後、モデル事業を実際、実施していこうと考えているわけですので、練馬区、多摩市以外の区市のほうにも広がるような形で、できれば検討していきたいと事務局としては考えております。

今後の対応予定といたしましては、仕組み部会における検討を踏まえまして、徘徊の可能性のある認知症高齢者等に対する見守り・探索に関するネットワークにおける個人情報の取り扱いについて、整理をしていく必要があるということが1点、それから、都の徘徊SOSネットワーク構築等に機能させるとともに、区市町村に必要な情報提供をしていくといったことを、考えております。

いずれにしても、モデル事業を実施するに当たりましては、個人情報の取り扱いに関する考え方の整理が避けては通れない視点でございますので、この点につきましても、委員の皆様方、ご検討をいただきまして、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【林部会長】 ありがとうございます。今、模擬訓練について、非常に貴重な経験のご報告がありましたし、それから、これまでこの部会でも何度か議論してきました、個人情報の取り扱いについて、東京都のほうから整理していただいたわけです。

この点に関して、後ほど元橋委員から、法的な部分についてのご説明もお願いしたいと思っておりますが、これまでのところで質問あるいはご意見がありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

【下垣副部会長】 下垣です。都のほうの話じゃなくて、警察のほうの話になるんですが、緊急性というのは、一体どういう判断がされることというふうに聞いているんでしょうか。認知症のある高齢者の人が徘徊をしているということに対しての緊急性の判断みたいなことというのがあるんでしょうか。

【坂本幹事】 先ほど申し上げましたのは、一般論的な話の中で、実際に緊急性の対応について、ある、ないという判断をするということだったんですが、おそらく認知症の方が徘徊をした場合の警察に対します110番というのは、緊急性が当然あるというふうに考えております。110番通報が起きたときに警視庁がどういう対応をするのかということについては、通常は緊急性のあるなしによって対応が異なるということであって、認知症の方が徘徊をした場合において、緊急性があるなしということをどう個別に判断するかといったことについて言及したわけではございません。

【下垣副部長】 あと、多摩市の方にお伺いしたいんですけれども、いろいろ積極的な分析や活動がされているということで、大変貴重なものを拝聴させていただいたと思うんですけれども、幾つか確認したいことがあるんですけれども、よろしいでしょうか。質問というか。

まず、データの部分なんですけれども、調査というか、保護という形になっているのは、一体これはどういう状況の保護だったのかという分析はされているんでしょうか。歩いている方を保護しているのか、あるいはどこかで保護されている方について通報されているのか、あるいは、それこそ倒れてけがをされている方についての保護なのか、その点などの分析とかは、この時点では、警察のほうではされているんですか。

【二宮課長】 この情報については、先ほどお話をしましたように、警察のほうで扱った調書を1件1件、内容を読んだ中で、分析をして数値を拾ったようなので、警察のほうの判断といたしますか、内容なので、詳細まではお話をお伺いしていないんですけれども、警察の説明としては、自分たちのほうで扱った搜索の調書という形のを、徘徊と思われる内容についてピックアップしたというふうに聞いております。

【下垣副部長】 あと、そのデータの中で一番重要だと思うのは、通報されてから保護されるまでの、例えば45名だったら45名の時間はどの程度かかっていたのかという分類は、結構重要な話だと思うんですね。つまり、非常に時間がかかったケースが存在しているのかどうか。その点についても、特に警察のほうから上がっていないということなんです。

【二宮課長】 はい。我々のほうでは、そこまでの情報は警察のほうから、あくまでも数値的に判断をして、調書から拾い上げて、こういう件数があったというご報告だったので、先ほど言いましたように、詳細については我々のほうでも確認しておりません。

【下垣副部長】 わかりました。ほかの市のところでも同じような委員会に出させて

いただいたりしているんですけれども、やはり命にかかわる問題として考えていくと、時間がかかってしまっているケースの分析は結構重要だと思うんですよ。わかりますかね。つまり、1日ですぐ見つかったという話も、当然、見つけるまでのプロセスも重要だと思うんですけれども、対策として考えていくときに、長い時間、2日も3日もかかったという事例が起きたときに、どこに問題があったのか、どういうルートで連絡が回ればよかったのかというあたりが重要になったりするところもあるので、今後、ネットワークを警察と一緒に考えていくときに、今までの事例の分析の中で、特に時間がかかってしまった例についての検討というのは重要じゃないかなと思うというのが1点。

もう一つは、通報されてはいないというか、すぐ通報と結びつかなかったという形で、結果的に後でわかった認知症の方とかそういう方は、どこで保護されるという形になるんでしょうか。日にちがかかったという話と結局同じ話なんですけれども、このネットワークの中で言うと、そのお年寄りの人はどこにいるという状態になっていたんでしょうか、多摩市の検討の中では。

【二宮課長】 たびたび同じ答えなんですけれども、我々も、そこまでのお話を全部確認してこの数字を出しているわけじゃなくて、警察からいただいた数字を載っているだけなので、詳細については警察のほうも多分、1件1件調書をもう一度ピックアップした中で、そういう条件で、例えば時間であるとか、内容であるとかということ的前提に調査をしていただかないとデータは整理できないのかなと。

あくまでも警察のほうでも、そういう事例がどれだけあるのかということに視点を置いてピックアップしたと思いますので、そういう見解でやるということになれば、また別な形で整理をしなきゃいけないと思いますけれども、ただ、今回の訓練に関係する中では、そういう人がどのくらい数としているんだということしか視点を置いていませんので、そこまでの分析を必要とするというふうには、この会の中でも整理していませんので、それが果たして分析が必要なかどうかということについても、我々の情報ではないので、警察の中の情報ですので、警察の協力をいただいた上でないとできないと思いますけれども、そういう分析がどの程度まで、今後、ネットワークの構築のために必要なかどうかという議論は出てくると思いますけれども。

【下垣副部長】 それはかなり必要だと思いますよ、家族の立場から考えると。ご家族から話を聞いたらわかると思うんですけれども、3日も4日も何の連絡もなく保護されたという話は、そういう事例を少なくとも減らしていくためにどうしたらいいだろうか



ということを検討するのは、本人や家族の立場から考えたら非常に重要だと思うんですけどもね。

【紙崎参事】 私どものほうも、いろいろなところへ聞きに行きまして、町田市でちょうど具体的なお話を聞きました。町田市のケースだと、大体夕方が時間帯としては多いようなんですね、5時か6時ぐらい。平均としては七、八時間、夜の1時か2時ぐらいに見つかるのかな。そうすると警察との関係の、保護して、その後どうなるかというのは、夜間になりますので重要です。

それから緊急性の問題についてですが、いつの時点でいなくなったというのをどういうふうに認定するのか。

それを私ども一番心配しまして、実はコーディネート委員会でも、また戻ってきたりして警察に迷惑をかけるんじゃないかとか、そういう人は結構いらっしゃるものですから、緊急性といってもという話がありました。それで私ども率直に練馬警察のほうに、迷惑になりませんかとお聞きしたら、どんな場合でも電話していいということで、逆に安心したんですね。デイなんかの場合、お年寄りのひとり暮らしで、お迎えに行って、いなかったら、ある意味で緊急性となるかもわかりませんが、通常、在宅の方でいなくなる、ひとり暮らしじゃないので家族が見つかる場合というのは、なかなか時間を限定するのは難しい。

それから、私ども実は役所の中で、ネットワークみたいなものをつくっているんですけども、地域包括支援センターとかそういうところに情報を流して、警察以外のルートで見つかる場合もあります。実は先々週ぐらいも、地域包括支援センターの役所の中自体で見つかった、私どもは直営方式なので、そっちに来ていたとか、いろいろあります。

ただ、警察の方が保護してくれたというのが、私どもが見ていても多いですね。最終的にどこが見つけたのか、どういう状態で見つけたかという、現時点でも区の中で連絡網を持っておりまして、これを警察と連携するという形になりますと、先ほど東京都の方もおっしゃいましたけれども、警察のほうでは正確に分析していなくて、多摩市のほうの警察はすごく偉いなと思って、1つ1つ調書を分析してくれたということで、これはすごいことだなと思っております。私どももそこら辺まで警察と友好関係ができればいいかなと思っております。

【下垣副部長】 今後の課題であろうかと思うんですけども、警察任せにしているだけではなくて、徘徊が起きた事例に関しての分析ということを、行政は責任を持ってや

る必要があるんだと思うんですね。今申し上げたのは、川崎市のほうで今、その取り組みをしているんですけども、なかなかうまくいっていないんですね。分析も何とかできているということが、少し始まったところでしかないんですけども、警察以外に、交通機関で発見されるというケースが決して少なくはないんですね。特に東京になった場合に、例えば町田や多摩市というところは、比較的市域が広いし、歩く距離も大きいと思うんですけども、今後のことを考えていくと、このシステムに関して言うならば、交通機関で発見される。駅で発見されたり、あるいはバスとかそういうところで見つかるというケースも決してまれではない話であろうかと思しますので、分析は重要な話だなというふうに思いますので、慎重に考えて、警察の方と協力するという形でもいいと思います。

それともう一つ、これは質問なんですけれども、徘徊SOS情報伝達訓練の概要の「徘徊発生～情報配信」というところで書いてあったりする、この流れみたいな部分での多摩市の高齢支援課という。多摩市のほうで結局、ネットワークと警察との関係の中で、高齢支援課の位置づけとしては、どういう連絡を受ける形ということ、これは訓練の部分であろうかと思うんですけども、情報伝達として、どういう位置づけになろうとしているのか、今後の計画みたいなことでも教えていただければと思うんです。

【二宮課長】 先ほども説明したように、警察、消防を含めて、連絡会という形でネットワークを4月から組んだんですけども、これはかなり我々のほうもリスクを背負うと思いますか、例えば高齢者は高齢支援課だけでも、障害者は障害なのか、子供は子供の担当なのかという、市役所の組織の縦割りの中の担当のところは、警察で全部わかるわけじゃない。そういう中で、連絡を一々全部判断して、別々に各担当者へ入れるわけにいかないということで、4月のときに話があったのも、高齢支援課で全部受けてくれよと。庁内のことは全部そちらが、庁内のネットワークは自分たちでわかるだろうから、必要などころに振って連絡をとったりという形をしてほしいと。

警察としては、どこか1カ所に連絡をすれば対応できるというふうな形が望ましいんだということで、これは役所的な発想でいけば大きなリスクで、うちの課は、子供の関係でも何でも、結果的に、連絡を受けたときには関係するところに連絡して、そちらのほうの担当と、警察だとか、保健所だとか、幾つかそういう事例もございます。

高齢者とお子さんとか、虐待のケースなんかでも、未成年の方と高齢者だったりということで、必ずしもすべて高齢の担当だけではなくて、子供の担当のワーカーだとか、保健所だとか、そういう連携もございますので、ここが一番大きな問題だと思いますけれども、

市役所の中で、高齢支援課に警察から連絡があったものについては、ここだ、あそこだというわけにいかないの、うちのほうで受けとめて、関係するところに情報をもらって、タイアップしていくというようなことで、ある意味では、そこに踏み出すというのは、我々としては大きな決断だというふうに理解しております。

【下垣副部長】 すみません、私ばかり。大変大きな決断なんだろうと思うんですけども、これも、さっきの話で言うと、タイムラグが生じやすいパターンの一つでもあったりするんですね。実際、即応性という部分に関して期待すると、つまり警察から土日に連絡が来たらどうするんだといったときに、役所は休んでいて、それは受けられませんという形で、緊急性があった場合に、実際、川崎であった事例でもあったりするんですけども、それは地域包括に連絡が来たというところでもあるんですが、たまたま地域包括の職員ではない、その法人の別の職員がかかわっていて、土日だからやっていませんよみたいな対応をしてしまったために、結果的には、保護されているという状態であったんですけども、月曜、火曜にやっと家族に連絡が回ったという事例があったりしたときに、別に無事保護されたんだから、よかったといえばよかったのかもしれないんですけども、家族としては、その間は針のむしろみたいな状態でもあったりしましたので、役所がかかわるといことは非常に重要なことだろうと思うんですけども、即応性ということで考えていくと、やはり警察とネットワークとの関係ができるだけ速やかに動くためにどうしたらいいかという工夫を、今後検討していただけたらなというふうに思っております。

【二宮課長】 そのとおりだということで、市役所は土曜、日曜はやっていません。そういう中では、警察のほうも連絡会の中で、必要に応じて、例えばそれだったら、事前に登録制だとかいうことを考えていただければ、対応する範囲も少し広がるかなとかそういうご意見はあります。

それについては、また連絡会の中で、事前登録みたいなものについても、これは家族会もありますので、家族会等にお話をして、そういう可能性だとか、家族会のほうで考えていらっしゃる感情的な問題も含めて、検討していきたいというふうに考えております。

【林部会長】 ありがとうございます。

牧野委員。

【牧野委員】 質問、感想、意見を含めまして、まず、資源マップのほうなんですけれども、大変大勢の方々を調整なさって、大きな仕事をなされたと思います。

質問としては、細かいことかもしれないんですけども、モデル事業ということで、何

部ぐらい作成されたのか、あるいは実際に配布する対象はどういう方なのか、それから、どういったルートで配布していくということを考えていらっしゃるのかということが1点。

それから、今後いろいろな地域で、自分たちの地域でも欲しいという声が上がってくると思うんですが、そのときに、モデル事業を離れたときにどういうふうにつくっていくという見通しがあるかどうかということが、あればお聞かせください。

それから、徘徊ネットワークの件なんですけれども、私ども家族会の関連でもいろいろと対応したことがありますけれども、やはり先生がおっしゃったように、敏速な対応をできるかどうかというのが非常に大きな問題だと思うんですが、1点、認知症の方が電車に乗っていってしまうケースが結構多いんですね。改札口というのは結構、強引に入っていけちゃうものなんですね。私もそうやって入ったことがあるんですが、そうすると、どこへ行ってしまかわからないということで、市町村単位でやれる範囲と、ほんとうに広域で皆目検討がつかなくて、どうしようもなかったという例がありました。

そのときには、今のようなネットワークも形成されていまして、無線タクシーの協会に連絡をしたり、宅配業者に連絡をしたり、NHKにお願いしたり、交通網といいますか、あるいはコンビニへ飛び込んだり、いろいろなことをやってみたんですが、昨年、東京都で、民間も含めた広いネットワークづくりをなさっていらっしゃるの、今後になるかと思いますが、交通機関の関係の運送業者であるとか、放送機関とか、それから民間、商店街ですとか企業さんというところとのネットワークも考えていかれたらいいのではないかとこのように思います。

それから、一般の者にとって、110番に連絡していいというのは、ある意味で目からうろこなんですが、非常に敷居が高い。それから、果たしてこの方が認知症なのかどうかという判断というのは、サポーター養成講座を1回受けたぐらいでは非常に難しいのではないかと。我々でさえ判断というのはつきにくいと思います。そういうところで、やはり地域包括支援センターとか、近くのデイサービスへ飛び込めとか、一般の方が専門機関と相談できる、そういうつながりを、あるいは飛び込みやすくするとかそういったことも重要ではないかなというふうに考えました。

あと1点ですけれども、この取り組みというのは、共助と公助、助け合いと、それから行政がかかわったネットワークづくりだと思うんですが、もう一つ、自助という部分があると思うんですね。それを自分たち、本人、家族が、こういうことに対してどういった予防策をつくるかという視点も非常に重要だと思うんです。

実例を挙げますと、認知症を患った家族で、まだ徘徊は始まっていないんだけど、あらかじめ近くの交番に本人を連れて行って、この人が徘徊するかもしれないからよろしくと顔を覚えてもらったり、それから、PHSも持たせているんだけど、持たないで出ていくこともある。それから、PHSを頼りに行った、その時間的な口入、30分、1時間の間にまた移動してしまうとか、トンネルに入ってしまったて全くキャッチできなくて、電車にはねられたというケースもございます。そういう場面で、家族はいろいろな知恵を絞ります。あるご家族は、本人の着ているもの全部に、本人のネームをつけたアプリケを施した。そういったような細かい口コミの知恵というのは、家族会の中で共有できるんです。

そういう意味では、練馬区は家族会を来年度立ち上げるということですが、多摩市はまだ1個しかないと思うんですね。家族会の方々も、もっとあればいいという思いも抱いていらっしゃると思いますので、ぜひ、自分たちがそういうものに対してどう予防できるかという知恵、あるいは知識を得るためにも、住民自身のネットワークづくりということにも、行政として力を注いでいただきたいというふうに思います。以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。質問とご意見と両方あったと思うんですが、質問ということで、マップについてのみお答えいただくということによろしいですか。

それではマップについて、多摩市と練馬区と……。

【二宮課長】 モデル事業の中で、このマップは諏訪と永山という2つの地域をモデルにしておりまして、その中の高齢者世帯の数で十分できるかなということで、一応5,000部、当初計画をしてつくっております。既に昨日までの段階で、約3,600ぐらいのものが皆さんの手元に、全部配られたということではないのですが、例えば民生委員さんであれば、お一人で自分の地区の100名分とか、包括で300とか、あとは、地域のお医者さんなんかの場合には、幾つかストックを持っていただいて、患者さんが来たときにお渡ししていただくような形、それから、社会福祉協議会等でも200とか300という数というような中で、現在、3,600近くが、とりあえず各皆さんに配布して、お持ちになっただけという状況です。

これについては次年度以降、ほかの地域にも広げていきたいというふうに考えております。ただ、今、市の財政が非常に厳しい状況でございますので、なかなか新規の事業にお金をつぎ込むということが厳しい状況であります。来年度も一定の量をつくる予算は、財政当局に提示しております。

【林部会長】 ありがとうございます。

紙崎委員、お願いします。

【紙崎参事】 練馬区の場合、モデルエリアの高齢者世帯にはすべて配ろう、それで、2,000部あればということです。それから届け方なんですが、先ほど申し上げましたように、民生委員の方が今、ひとり暮らし等実態調査でかかわっておりますので、民生委員の方の活用。それから、実は地域資源マップにつきましては、それぞれ掲載事業者、あるいは自治会、町会とかいろいろなところに、載せてもいいかという確認の作業をやっておりまして、その関係機関には配らないといけないだろう。あるいは地域包括本所・支所等に置いて、欲しい方はぜひということで考えております。

それから、2点目の今後の継続性について、1つは、地域づくりのツールとして使いたいということで、切り離せる部分、全体的に使える部分と、自分たちの手でこれをつくることに意味があるんだという部分、簡単なものはできるんじゃないかということで、継続性を考えておりまして、予算化も進めております。まだ予算がつくかどうか分からない状況なんですけれども、地域づくりのツールとしての面と情報の面をどんなふうに融合していくか、これが課題になっております。

【林部会長】 ありがとうございます。

【下垣副部会長】 先ほど多摩市の方にご無理なことばかり言って、申しわけなかったと思うんですけれども、徘徊については、行政区を越えて移動したりするというの持っている意味って、すごくあるわけですから、徘徊SOSネットワークという部分で言ったときに、区市町村ができる部分と同時に、都がやらなければいけない部分ということをもう少し明確にしていけないと、独自でやってくださいでは済まない話だと思うんですね。実際、多摩市のところでも、最初のグラフで見れば、45人は多摩市民なんですけれども、85名は、多摩市以外の人を警察が保護しているという現状があるわけですね。そういうことも考えていくと、区域を越えるとか市域を越えるということは簡単に出る話ですね。

そうしたときに、どういうネットワークが効果的なのかということ、この枠組みのこの部会だけではできない話であると思うんですけれども、独自に考えるということ、区市と都の役割分担みたいなことをしっかり考える必要があるだろうということ、あと徘徊をさせないネットワークではなくて、やっぱり僕は、徘徊してもしようがないけれども、なるべく早く家に帰れるためのことをもう少し考えていく必要があるかと思うんですね。

となってくると、やっぱりデータの分析を何らかの形で、都はしなければいけないと思

うんですね。つまり、時間がかかるのはどういう事例なのか、どういうケースが長くかかってしまうのか、それを、できる限り家に帰る時間を短くしていくための算段というのを考えるという部分は必要だと思うんですね。それは地区のモデル事業だけでは済まない話なので、今後検討していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

【林部会長】 それでは、元橋委員。

【元橋委員】 2点、意見を申し上げたいと思います。まず、多摩市さんの徘徊ネットワークについてなんですけれども、家族の同意というのがございますね。これにつきましては、法的意味は何もないと思いますし、かえって家族の同意がとれない場合、事業遂行に問題が出るのであれば、ないほうがいいのではないかと個人的には考えております。個人情報ですから、本人の同意が問題になります。本人の同意というと、当然のことながら本人というのは出かけている高齢者ですから、家族の同意というのは本人の同意とは違いますので、全く法的意味はありません。

そういう意味では、家族から文句が出ないようにするという現実的な意味はあるかもしれませんが、家族からの同意がとれない場合の事業遂行上の困難ということを見ると、基本的に家族にはご説明だけをして、わざわざ署名をとるというふうなことはしないほうが適切ではないかと、私は個人的には考えております。

基本的には第三者提供の範囲、23条の生命、身体の安全の範囲で第三者提供が許されるかどうかという問題になると思います。そうすると、実効性がある提供であれば、高齢者が2時間、3時間いなくなったということで、その段階で生命、身体の危険は現実化しているということですから、実効性のあるところへの情報提供は許される、法律上何ら問題ないと思えるべきではないかと思っております。

ただ、実効性ということになりました点では、先ほど牧野委員からの問題提起がありました。果たしてこの人が迷っている人かどうか、見ただけではわからないだろう。そういった意味では、提供される関係者のほうが研修を受けているか、果たして実効性があるかというところは、多少慎重に検討しないといけないのではないかと思っております。

次に、下垣委員から意見がありました、高齢者を保護した段階で、この人がどの高齢者がわからなかったというふうな事例があるというお話がありました。これは今回のマップの問題とは逆の問題で、マップじゃなくて、SOSのシステムの場合は、捜していこうというところで、どのような情報を提供しているかという議論ですね。逆に今度は、こういう方がいて、この人がどの人に当たるのかという特定の問題になってくると思います。

そうすると、どこかにデータベースがあって、そこに行けば必ずわかるということであるとすると、あらかじめデータベースをつくる場所は個人情報をつくらざるを得ないということになりますと、都道府県レベルで、高齢で徘徊しそうな人を集めておくというのが現実的ではないのかなという気はします。家族の方は、一刻でも早くということとはわからないではないのですけれども、保護した後に、警察の届け出と照合してというのも、合わせるのとはそう簡単ではないのかなという現実問題を考えてしまいまして、そのための情報ベースをつくるということも、費用対効果、また個人情報の取り扱いでは、かなり難しいんじゃないのかなと個人的には考えております。以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。

それでは、もう2つ議題がありますので、大変申しわけないんですが、先に進ませていただきたいと思います。議題の4は、認知症支援拠点モデル事業の取組状況についてであります。事務局から一括して報告をしていただきます。

【坂本幹事】 それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。今までご検討いただいております地域支援拠点モデル事業と並びまして、もう一つ、地域におきまして認知症高齢者の方を支援していただいております、介護サービス事業者の方々の先進的な取組事業について、資料4でまとめてございます。

前回の5回目の部会の際には、同じくこの取り組み状況につきまして、19年度の実施状況と20年度の6月の段階までの取り組みについて整理をさせていただきました。今回は、7月以降の状況について、「実績及び今後の取り組み」欄で整理させていただきます。

本来であれば、1つ1つご説明するべきところなんですけど、非常に多岐にわたっている部分もございますし、比較的、事業内容、実績、今後の取り組みをわかりやすいような形で、各事業所さんに実施していただいておりますので、本日は資料をごらんいただいて、もし何かご質問等があれば後ほどお受けするという形にさせていただきますと思います。

それでは、大変恐縮ですが、資料5に進ませていただきたいと思います。「認知症対策サイトの構築について」でございまして、今現在、認知症の関連情報の掲載を、東京都福祉保健局のホームページ上に載せておりますが、認知症としてのサイトではなくて、あくまでも東京都福祉保健局サイトの中の一部ということで、この認知症サイトにたどり着くに非常に時間のかかる状況となっております。

それは、1つには情報量の増加ということもございまして、高齢者分野の情報の中に、



認知症に関するコンテンツが散在、埋没しているような状況にあります。それから、認知症の基礎的な理解を啓発する認知症についてのページにたどり着くのに、非常に深い階層があるといったこともございます。さらに、「認知症対策」カテゴリーに虐待関連の情報等が混在しているということで、コンテンツが見つらいということもございます。さらに申し上げますと、この部会の中でも、モデル事業の周知に関しましても、十分映像等で見える形で資料化、情報提供してほしいといったご意見等もございました。

そういったことも踏まえまして、今回、新たな認知症対策の新サイトを提案させていただきたいと考えております。コンセプトといたしましては、見やすくわかりやすい認知症ポータルサイトの構築ということで、メーンターゲットといたしましては、認知症になった、あるいは認知症かなと思っているような本人、ご家族と、認知症について知ろうとしている一般の都民、さらには他事業者と区市町村の先駆的な取り組みを知ろうとしている専門職、関係機関、他事業者といった方々にとって、よりわかりやすいサイトを構築したいと考えております。

今後の新サイトの特徴といたしましては、情報の一元化ということで、認知症関連の情報を一つのサイトに集約するというので、速やかに、容易に情報へアクセスできる環境を整えることがございます。

さらに、コンテンツの充実の一例として、都民の方への普及啓発ですとか情報公開、さらには事業者・区市町村の方に対する、先駆的な取り組みの報告等ということで、一般都民向けのコンテンツ、事業者・区市町村向けコンテンツ（案）を例示させていただいております。

また、コンテンツのカテゴリー区分や階層区分を一から見直しまして、利用者が使いやすいようなサイトにするために検討していきたいと思っておりますので、非常に限られた時間でございますが、自由なご意見やアイデアをできるだけ多くいただければ、それを新サイトの構築の中に反映させていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

【林部会長】 ありがとうございます。今、サイトのほうは壁に映し出してくださっているところですね。すぐに意見というのはないかもしれませんが、その場合は後日ということなんですが、今、もしありましたら、どうぞ遠慮なくお出しいただければと思います。

画面が変わりますか。

【坂本幹事】 一部、お時間の許す限りお見せします。コンテンツの散在・埋没している現状を、私が言うのもおかしいんですが、お示しできればと思います。

【事務局】 まず、これが福祉保健局のトップ画面になります。報道発表等があり、その下の高齢者というところを選ぶと、ずらっと高齢者施策の項目が並んで出てきます。このリストをたどると、下のほうに「認知症対策」というところがありまして、例えば認知症について基礎的な知識を得たいと思ったときに、どこを見ればいいのかということ、実は上から3番目の「認知症高齢者を地域で支える東京会議」というところですよ。

都が18年度に実施した、「認知症高齢者を地域で支える東京会議」のホームページに「認知症について知ってください」というコンテンツがあるというふうに、非常に散在しております。

また、練馬区や多摩市さんの取り組み、拠点モデル事業者の取り組みを見たい場合は、この認知症対策推進会議の配付資料の中から探さないと見ていただけないという形になっています。

昨年度から認知症に関する各種実態調査も行っておりますが、そういった結果を都内の現状として紹介するコンテンツもなくて、会議の中で配ったものについては会議資料として掲載されています。東京都が新たに施策に取り組むとその都度コンテンツを増やしてきたためこのようになっていると考えられます。

この部会において、モデル事業を広く周知したほうが、より取り組みやすいだろうとか、また、実際にモデル事業を進めている中で、体制を組むことも大事だけれども、普及啓発をあわせてしていくことも非常に重要なんだという気づきがあったというご報告もいただいていますので、どのように工夫して見せていったら、先駆的な取り組みをしたいと思っている事業者や区市町村、あるいは認知症について知りたいと思っている都民の方の要請にこたえられるのかなというところについてご意見をいただきたく、今回の議題とさせていただきます。

【林部会長】 下垣委員。

【下垣副部会長】 多分、今さら僕が発言することじゃなくて、みんなが思っていることだと思うんですけども、はるかにこちらのほうが見やすいという感じで、それを見ると、これはすばらしいということを感じたりもするんですけども、やっぱり業務の紹介という視点そのものが間違っているということだと思うんですね。ユーザーの立場に立ったページをつくるという。今どきそんなにスクロールする画面を見たことがない感じも

するので、ぜひ利用者が見たら使いやすいという、ただ単純に、コメントというほどのコメントじゃないんですけれども、そう変えていただくように、それをつくる業者に、お金をつけて、ちゃんとつくってもらったほうがいいと思うんですけれども、要するにプロに作っていただいて、見やすいものをちゃんとつくるといふふうにしたほうがいいかなと思いますね。

福ナビなんかでもそうなんですけれども、東京都として初めに説明しなければいけないことを先に書くということをしていると、その時点で多分、見る人は見る気がうせてしまうので、初めに説明しなきゃいけないことを書くという発想をそもそもやめていただいたほうがいいかなというふうに思います。

【林部会長】 一応議題はここまでなんですが、最後ちょっと走ってしまいましたので、ご発言の機会が十分になくて大変申しわけありません。もし何かありましたらば。

それでは岡島委員。

【岡島委員】 質問というよりも意見でございますけれども、私はケアマネジャーの立場としてですが、徘徊に関しては、同じ認知症でも、徘徊なさる方が、あるいは、今のところ徘徊がない又は、徘徊の段階がとまっているなどいろいろ状況があり、個々で違いますので、その辺は担当のケアマネジャーもつかみ始めてきております。

まだまだいろいろなことがございますけれども、徘徊が多いという方の場合には、先ほどのお話じゃないですけれども、ご近所や町内にお願ひしたり、駅の辺にもお願ひしたり、近くのスーパーとかいろいろなところに、ご家族と一緒にお願いしたりもしております。そんな地道な努力が始まっております。このような連携が広がっていけばと私は思っております。

もう一つ、インターネットのことですが、普通にただ「認知症」と引けば、いろいろな情報がお医者さんからも、福祉の方からもいっぱい出ています。でも東京都福祉保健局のせっきくの取り組みが、なかなか探せません。

こういうモデル事業が行われているというところが、どこか最初に出ていけば入っていきやすいんだと思います。以上でございます。

【林部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

小森委員。

【永田委員代理(小森)】 先ほどのSOSの件で、下垣先生のほうから幾つか、実態把握をしていくときのポイントが挙がっていたと思うんですけれども、人数が、非常に保護

の件数が増加したというときに、気をつけなければいけないのは、この中で、よくリピーターというふうに言われてしまうんですが、同じ方がどのくらい含まれていらっしゃるのか。あと、ほかの方の報告でお伺いしたことがあるんですが、警察のほうでも、何度も徘徊を繰り返す方に関しては、その方のおうちの近くを頻繁に見回りをするようになって、遠くへ行かない間に、早く保護ができるようになったというふうなケースもあるようですので、そのところは、どういうケースが時間がかかって、どんな工夫があって時間が短縮できたかというところは、保護する上で大きなポイントになってくるのではないかと思いますので、今後、分析とか、都でもいろいろ実態を確認していく際に、検討していただけたらと思います。

それからもう一件、実際にあったケースなんですけれども、病院で保護されていて、その情報が警察にも伝わらないで、3日間ぐらいでしたか、家族の方とほんとうに心配をしたんですけれども、行方不明というか、その状況を少しでも早く病院から警察のほうに言っていたらいいれば、もう少し早く見つかったと思うんですけれども、かなり都内でも離れた地域でしたので、そのところは東京都のほうでも、何とか病院のネットワークに働きかけをしていただいて、少しでも早く、身元がわからない場合は警察のほうへとか、連携を進めていただけるように働きかけをしていただけたらと思います。以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。ほかにいかが.....。

田川委員。

【井上委員代理(田川)】 時間が押し迫っているところで申しわけないんですけれども、一言だけ。私がかかわっている高齢者医療相談班で扱っている困難事例の方たちなんですけれども、昨年度、重症の患者様を50名ほど訪問させていただいたんですが、その中で、30名の方が、介護者が全くいなかったんです。生活が破綻していたり、ほんとうに認知症も重症で、近隣苦情になっていたり、大変な状況でも全く介護者がいないという中で暮らしていて、発見がかなりおくらしているという実情がございます。

先ほど牧野委員さんからもお話がありましたけれども、やはり地域で見守りといいますか、そういったお年寄りをなるべく早く地域包括なり、区役所の高齢福祉課なり、そういったところにつないでいただけるような、相談しやすい、こういうマップを配っていたりすると、地域の方も関心を持ってくれたりすると思うんですけれども、一般の方が、心配なお年寄りがいたときに、区役所にご相談できるような体制がもっと広まるといいんじゃないかなというのを非常に感じております。その辺のことも、この対策会議の中で進

めてほしいと思います。

徘徊の件についても、23区内の方でも、結構、多摩地区とか、もっと遠いところまで交通機関を使って行っちゃう方もいまして、それで初めて警察からご兄弟に連絡が行って、徘徊が始まったということに気づかれるケースもありましたので、徘徊SOSネットワークについては、広域な視点での検討をお願いしたいと思います。以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。

それでは、横道委員。

【横道委員】 地域包括支援センターは、情報を発信する機関でもあり、受け手の機関でもあり、支援する機関でもありという、すべてが中核機関として法的にも位置づけられている現状で、今回の仕組みの中でも、かなり包括、包括というフレーズが出ている中で、少ない人員・予算の現状で、どこも法人さんなり、直営なりという形で運営している実情があります。

私の立場は、直営包括としての職員なので、行政の立場も、包括としての立場も、両方すごく感じる部分があるんですが、徘徊だとか、今後のいろいろな切り口の中での窓口となる重みというところを、特に先ほど弁護士さんのほうでも、はっきり明示していただいたような気がします。わかりやすい個人情報の取り扱いのフォーマットであったり、そういったものが、どこの包括の担当エリアでも対応できていけるような仕組みを検討していただいて、ここの包括ではこういうふうになったけれども、こちらの包括ではなかなかというような地域性というところも、質の向上という視点で考えていける仕組みとして参考にさせていただければなというのを強く感じました。

ぜひ府中市でも、この「お役立ち情報集」、あと多摩市さんのものも参考にさせていただきたいと思います。どうもいろいろありがとうございました。

【林部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、井上委員、お願いします。

【井上代表取締役】 私は、モデル事業の代表としての徘徊についての意見を申し上げさせていただきますと思います。

そもそも徘徊は、私どもご相談の支援をしている者ですが、大きく3つの相談があります。1つは、これは認知症でしょうかという質問の中で、徘徊の行動も見られる質問ですね。もう1点は、実際に認知症だという診断がおりて、日々徘徊をして困っているという質問があります。3つ目の点としては、実際に徘徊をしてしまって、いなくなっ

しまった。つい二、三日前のことですが、この方は長谷川式スケールで7点の方でしたが、免許証の更新もできてしまった。そして、実際におじいちゃんが今、車で奥さんを捜しに行くと言って出かけてしまった。どこへ行ったかわからないというような事例もございました。

相談業務の中で、地域包括支援センターからの依頼を受けることもありまして、これは日曜日だったんですね。先ほど、土曜日、日曜日は市役所はやっていないというようなご意見があったとおり、日曜日はどこも受け入れていただけないということで、私たちが小規模多機能型の居宅介護事業者をやっておりますので、24時間対応しているということ、それから、モデル事業もやっているということで、今、警察に保護されているんだけれども、一時預かっていただけないかというような相談がありました。

実際に預かるというところに至る前に、保護者が見つかったというところだったんですが、徘徊という行動は、曜日や時間を選んで行われるということはありませんので、24時間体制でフォローしていくという視点はとても大事じゃないかというふうに思っております。以上です。

【林部会長】 岡島委員、いかがでしょうか。

【岡島委員】 最近のことですが、夜中の4時ぐらいにあるファミリーレストランから警察に電話が入って、それから、地域包括に連絡が入りました。

ファミリーレストランの方が、夜中に高齢の女の人が(80才台)一人で来て長いこといる、「この人何となくわけがありそう」と気がついたわけですね。それで、地域の警察に連絡をしてくれた。虐待も入っていたそうですが大事に至らずに保護できた。ファミリーレストランの方も警察に連絡するには勇気がいったと思います。失礼に当たるんじゃないかとか、よけいな世話なのではと遠慮してしまいがちです。

先ほど私が申し上げたように、ケアマネジャーも包括も動き始めていますが、一般の方にどんなふうな援助をしたらよいのか、どこにつなげたら良いのか、多分とまどってしまうのだと思います。どこか一ヶ所につながればそこから先の連携はできますので、まず入口の部分が重要と思います。以上です。

【林部会長】 ありがとうございます。ほかに。

よろしければ、時間も過ぎておりますので、ここで事務局に進行をお返しします。

どうもお疲れさまでした。

【坂本幹事】 長時間、議論をありがとうございます。時間が過ぎていますが、事務局

から幾つか連絡事項がございます。

まず、本日使用しました資料につきましては、原則どおり公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【坂本幹事】 では、原則公開とさせていただきます。

また、議事録につきましては、前回と同様に、ご出席の各委員にご確認をいただきまして、公開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、次回の会議でございますが、2月中旬から下旬を予定しております。先日送付させていただきました開催通知に日程調整用紙を同封しております。本日受け付け時に提出されていない方につきましては、お帰りの際に事務局のほうにお渡しいただくか、後ほど事務局のほうにファクスでお送りいただければと思います。

日程につきましては、できるだけ多くの委員の方にご出席いただけますように調整させていただきます。改めてご連絡させていただきますので、次回もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会いたします。長時間どうもありがとうございました。

了